

○農産物規格規程

平成十三年二月二十八日
農林水産省告示第二百四十四号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三百三十三号）の全部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成十三年四月一日と定め、公示する。

第一 農産物規格規程
一 もみ

(一) 種類

水稲うるちもみ 水稲もちもみ 陸稲うるちもみ 陸稲もちもみ 種子水稲うるちもみ 種子水稲もちもみ 種子陸稲うるちもみ 種子陸稲もちもみ 飼料用もみ

(二) 銘柄

水稲うるちもみ
産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	彩、あやひめ、えみまる、おぼろづき、きたくりん、北瑞穂、きさら三九七、さんさんまる、そらゆき、大地の星、ななつぼし、ふっくりんこ、ほしのゆめ、ほしまる、雪ごぜん、ゆきさやか、雪の穂、ゆきのめぐみ、ゆきひかり、ゆきむつみ及びゆめぴりか	
青森県	あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つきあかり、つぶゆき、ひとめぼれ、ほっかりん、まつしぐら、ムツニシキ、むつほまれ及びゆきはな	
岩手県	あきたこまち、いわてつこ、かけはし、どんぴしゃり、銀河のしずく、コシヒカリ、金色の風、ササニシキ、萌えみのり、ゆめ、ちとめ及びゆみあずさ	
宮城県	あきたこまち、いのちの壺、おきにいり、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、こころまち、コシヒカリ、つば姫、東北一、四号、ササニシキ、さち未来、かや姫、たきたて、だて正夢、ちまなむすめ、つきあかり、つくばSD一、つば姫、のしずく、ゆきむすび、ゆみあずさ及び夢ごち	
秋田県	あきたこまち、あきたさざり、あきたばり、秋田六三、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金のいぶき、のしずく、ハカリ、五百川、ササニシキ、スノーパール、ひとめぼれ、ふくひびき、ミルキー	

石川 県	富 山 県	新 潟 県	神 奈 川 県	千 葉 県	埼 玉 県	群 馬 県	栃 木 県	茨 城 県	福 島 県	山 形 県	
あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、コシヒカリ、コシヒカリ環一号、五百川、春陽、つきあかり、とよめき、どんと	赤むすび、あきさかり、あきたこまち、あきだわら、縁結び、おわら美人、黒むすび、コシヒカリ、春陽、つきあかり、	越路早生、越前のおきだわら、いちの巻、えみのあき、笑みの絆、縁結び、亀の蔵、華麗舞、キヌヒカリ、こしいぶき、	キヌヒカリ、コシヒカリ、さとじまん及びはるみ	あきたこまち、あきだわら、いたadaki、いづの巻、恋の予感、コシヒカリ、五百川、つきあかり、つくばSD一号、粒	あきたこまち、あきだわら、新生朝の光、あさひの巻、キヌヒカリ、コシヒカリ、にこまる、日本晴、みつひかり、彩のきずな、彩の	あきだわら、あさひの夢、いなほっせり、ゆめヒカリ、及びゆめまつり、ゴロピカリ、さわびかり、はいほう、ひと	あきだわら、あさひの夢、日本の巻、恋の予感、コシヒカリ、ほしじるし、みつひかり、ちぎの星、とねのめぐみ	あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、日本の巻、恋の予感、コシヒカリ、ほしじるし、ほむすめ舞、みつ	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、エルジー、潤、LGCソフト、華麗舞、キヌヒカリ、	あきたこまち、あきだわら、笑みの絆、LGCソフト、大粒ダイヤ、おきにいり、コシヒカリ、五百川、さいこううち、	あきたこまち、瑞穂黄金、ミルキークイーン、SDの巻、のいぶき、SDのめぐみ、山形羽五号、雪若丸、夢いっばい及び夢ごこち、はなの舞い

兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	
<p>りの舞、夢ごこち及び夢の華</p> <p>カリの兵庫ゆめおとめ、フクヒカ</p> <p>ほみのり、つつきあかり、どんと</p> <p>あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、カシヒカリ、ヒナエチゼン、むらさきの舞、ゆうだい二一、ゆか</p>	<p>あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴</p>	<p>、いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、祭り晴、京の輝き、コシヒカリ、及び夢ごこち</p> <p>、いづくヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイン、及び夢ごこち</p>	<p>、あきたこまち、あきだわら、秋の詩、笑みの絆、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、ひとおおみ、ヒノヒカリ、ササニシキ</p> <p>び、みづかみ、みつひかり、みどり豊、ミルキークイン、ゆうだい二一、ゆめおうみ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及</p>	<p>、あきたこまち、イカリ新世紀、うこん錦、えみだわら、ヒノヒカリ、縁結び、キヌヒカリ、三重二二三号、みえの黄金晴、コシヒカリ、みつひか</p> <p>り、みなのりの郷、みりの穂、ミルキークイン、ヤマヒカリ及び夢ごこち</p>	<p>、あいちのかおり、あきたこまち、あきだわら、あさひの夢、いのちの壺、ハツシモ、ひとめぼれ、祭り</p> <p>晴、大地の風、チヨ、ミネアサヒ、みねはるか、ミルキークイン及びゆめまつり、はいごころ、ハツシモ、ひとめぼれ、祭り</p>	<p>、あいちのかおり、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壺、LGCソフト、縁結び、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ</p> <p>り、きんぐのいみ、みつひかり及びミルキークイン、なつしずか、にこまる、はいごころ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ</p>	<p>、あさひの夢、いのちの壺、LGCソフト、縁結び、岐系二〇五号、キヌヒカリ、金光、コシ</p> <p>い、ヒカリ、清水、あきたこまち、あさひの夢、いのちの壺、はいごころ、ハイブリッドとうごう三号、ハツシモ、はなの舞</p>	<p>あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、縁結び、風さやか、キヌヒカリ、きらりん、きんのめぐみ、コシヒカリ、五百</p> <p>川、つきあかり、天竜乙女、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイン、夢ごこち及びゆめしなの</p>	<p>あさひの夢、コシヒカリ、五百川、つや姫、農林四八号、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及びミルキークイン</p>	<p>あさひの夢、コシヒカリ、ピカツンタ、ひとめぼれ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みつひかり、つくばSD一号、日本晴、はえ</p> <p>ぬき、ハナエチゼン、縁結び、キヌヒカリ、コシヒカリ、つぎあかり、ミルキークイン、及び夢ごこち</p>	<p>、こい、にこまる、日本晴、農林二一、能登ひかり、ゆうだい二一、夢ごこち及びゆめぼれ、ひやくまん穀、ほほほの穂</p>

奈良県	あきたこまち、キヌヒカリ、コシヒカリ、ひとめぼれ及びヒノヒカリ
和歌山県	イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、つや姫、にこまる、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、ミネアサヒ、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ
鳥取県	あきたこまち、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン及びヤマヒカリ
島根県	あきだわら、LGCソフト、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、コシヒカリ、春陽、つやきらり、つや姫、にこまる、ハナエチゼン、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及び夢の華
岡山県	あきたこまち、あきだわら、アキヒカリ、アケボノ、朝日、キヌヒカリ、きぬむすめ、吉備の華、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、中生新千本、にこまる、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及び夢の華
広島県	あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきるまん、LGCソフト、キヌヒカリ、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、つきあかり、どんとこい、中生新千本、にこまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華
山口県	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、せとのにじ、中生新千本、にこまる、日本晴、晴るる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びやまだわら
徳島県	あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイーン、五百川、日本晴、ハナエチゼン、はるみ、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる
香川県	あきさかり、あきさかり、あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、はえぬき、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ及び姫ごのみ
愛媛県	あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、注ノ川一号、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人
高知県	あきたこまち、アキツホ、イクヒカリ、キヌヒカリ、黄金錦、コシヒカリ、さわかおり、土佐錦、ナツヒカリ、南国そだち、にこまる、注ノ川一号、ヒエリ、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒカリッコ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ミルキークイーン及びよさ恋美人
福岡県	元気つくし、コシヒカリ、ツクシホマレ、つくしろまん、つやおとめ、つやきらり、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、実りつくし、ミルキークイーン、夢一献、夢つくし及びレイホウ
佐賀県	コシヒカリ、さがびより、さとじまん、たんぼの夢、つや姫、天使の詩、鍋島、にこまる、日本晴、ヒノヒカリ、ふくいずみ、ホシユタカ、夢しずく及びレイホウ
長崎県	あさひの夢、おてんとそだち、コシヒカリ、つや姫、なつほのか、にこまる、ヒノヒカリ及びレイホウ

熊本県	あきげしき、あきだわら、秋音色、あきまさり、いただき、縁結び、キヌヒカリ、くまさんの輝き、くまさんの力、コシヒカリ、たちहारका、つくばSD一号、つやきり、とよめき、にこまる、びかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三号、ほむすめ舞、ミズホチカラ、みつひかり、ミルキークイーン、森のくまさん、やまだわら及びわさもん
大分県	あきたこまち、あきだわら、あきまさり、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、みつひかり、ミルキークイーン及びユメヒカリ
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、きらり宮崎、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
鹿児島県	あきのそら、あきほなみ、彩南月、イクヒカリ、コシヒカリ、たからまさり、とよめき、なつほのか、にこまる、はなさつま、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及びレイホウ
沖縄県	ちゅらひかり、ひとめぼれ及びミルキーサマー

口 水稲もちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品 種
北海道	風の子もち、きたのむらさき、きたふくもち、きたゆきもち及びはくちようもち
青森県	あかりもち、アネコモチ、式部糯及びヒメノモチ
岩手県	朝紫、カグヤモチ、こがねもち、ヒメノモチ、めんこもち、もち美人及び夕やけもち
宮城県	こもちまる、ヒメノモチ及びみやこがねもち
秋田県	朝紫、きぬのはだ、こがねもち、たつこもち、ときめきもち、ヒメノモチ及び夕やけもち
山形県	朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号
福島県	朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ
茨城県	こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ
栃木県	きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ
群馬県	群馬糯五号及びまんぷくもち

埼玉県	峰の雪もち
千葉県	ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち
神奈川県	喜寿糯
新潟県	こがねもち、ゆきみのり及びわたぼうし
富山県	カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち
石川県	石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち
福井県	カグラモチ、新大正糯、タンチョウモチ及び恵糯
山梨県	朝紫及びこがねもち
長野県	ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ
岐阜県	きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ
静岡県	葵美人、するがもち及び峰の雪もち
愛知県	ここのえ一号、ココノエモチ、十五夜糯、ヒヨクモチ及び峰のむらさき
滋賀県	滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち
京都府	新羽二重糯
兵庫県	はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ
奈良県	ヒヨクモチ
和歌山県	モチミノリ
鳥取県	オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ
島根県	ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ
岡山県	ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ
広島県	ココノエモチ及びヒメノモチ

山口県	ヒヨクモチ、マンガツモチ及びミヤタマモチ
徳島県	モチミノリ
香川県	クレナイモチ
愛媛県	クレナイモチ及びモチミノリ
高知県	サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ
福岡県	ヒヨクモチ
佐賀県	ヒデコモチ及びヒヨクモチ
長崎県	ヒヨクモチ
熊本県	ヒヨクモチ及び峰の雪もち
大分県	ヒヨクモチ
宮崎県	朝紫
鹿児島県	さつま赤もち、さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四〇キログラム又は二〇キログラム
 紙袋又はポリエチレンフィルム袋詰めの場合 二〇キログラム
 ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

第一種麻袋

材料

原反は、黄麻糸で平織り又はあや織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

縦 センチ トチ	横 センチ トチ	密 〇センチ 間 織込 本数	重 さ (グラム)	表	示	仕 立 方
----------------	----------------	----------------------------	-----------------	---	---	-------------

(±)	一〇二	(又は縦)	(ル)
(±)	六二〇	(又は横)	(ル)
(±)	六一二	(又は横)	
(±)	三二二	(又は縦)	
(±)	七八〇		

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込みこれを更に一方に折るか、又は内部に折り込まないで一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回りくくり、縫目の間隔約五センチメートルで千鳥縫い又は巻縫いとす。この場合において、他の片端は、二回りくくって通すものとする。

ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第二種麻袋

材料

原反は、黄麻糸で平織りに織つたものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

形状

(±)	七二四	〔ルメセントチ〕縦	
(±)	五二〇	〔ルメセントチ〕横	
(±)	三二二	(又は縦)	〔メーセン〕密織込本数度
(±)	五二二	(又は横)	
(±)	四二五	重(グラム)さ	
		表	示
		仕	立
		方	

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回折り、口縫糸二本でその片端を一回りくくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫い又は巻縫いとす。止め結びとする。この場合において、他の片端は、一回りくくって通すものとする。

第三種麻袋

材料

原反は、黄麻糸で平織りに織つたものとし、口ひもは、黄麻糸三二番手五本より又はこれと同等以上の強さの麻糸とし、袋口の当板は、厚さ一・五ミリメートルのポリプロピレン製であつて剛軟度三〇〇〇キログラム以上の発泡倍率二倍の低発泡シートとし、リングバネスナップは直径一五ミリメートル

形の鉄製（ニッケルメッキ仕上げ）のものとする。

(±)	縦 ルメセン トチ	(±)	縦 ルメセン トチ	(±)	八 二〇	(±)	五 二〇	(±)	三 二二	(±)	五 二二	(±)	四 二三 五〇	袋の中央部に別に 定めるところに 赤色の横糸を 込み、かつ、織 込みの定めた 別々に示す	表 示	仕 立 方	
(±)	横 ルメセン トチ	(±)	横 ルメセン トチ	(又は縦) (又は横)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(又は縦) (又は横)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(重 グラム)さ	(重 グラム)さ	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別

荷造り
袋口をそろえ当板に取り付けたりリングバナSNSナップをはめ合わせ、一方に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所を袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。
その他麻袋
前各号に掲げる麻袋以外の麻袋
第一種樹脂袋
材料
原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織りのもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合には、一〇〇〇デニール以上で、引張強度三六キログラム以上のポリプロピレン製糸又はこれらと同等以上の強さの糸と、ミシン縫いの場合には、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

(±)	縦 ルメセン トチ	(±)	横 ルメセン トチ	(±)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(±)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(±)	重 グラム)さ	(±)	重 グラム)さ	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	
(±)	縦 ルメセン トチ	(±)	横 ルメセン トチ	(±)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(±)	密 のメー 織込 トセン 本ル 数間 チ度	(±)	重 グラム)さ	(±)	重 グラム)さ	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別	袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別 袋の中央部に 幅約一センチ メートルに別

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 縦 ルメセン トチ </div>	
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 横 ルメセン トチ </div>	
		縦	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 密 間の織 込本数 ル一セン チメー ト 度 </div>
		横	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 重 (グラム) さ </div>
袋の中央部に幅約一センチメートルを隔	表示		
袋口はヒートカットし、底部はアンテアス縫	仕立方		

第三種樹脂袋
 荷造り
 袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行にミシン縫いとし、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料
 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口ひもは、幅約一二ミリメートルのポリプロピレン製バンドで、破断強度一〇〇キログラム以上、破断伸度二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇グラム以上のものとする。
 形状

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 縦 ルメセン トチ </div>	
		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 横 ルメセン トチ </div>	
		縦	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 密 間の織 込本数 ル一セン チメー ト 度 </div>
		横	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 重 (グラム) さ </div>
袋の中央部に幅約一センチメートルを隔て、製造会社別に別々に定める色の縦糸二本を織り込んだもの	表示		
袋口はヒートカットし、両側をそれぞれ七センチメートル折り込んだもの	仕立方		

第二種樹脂袋
 荷造り
 手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くりくり、縫目の間隔約五センチメートルで巻縫いとすか、又は口縫糸二本でその片端を一回くりくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫いとす。この場合において、他の片端は、巻縫いにあつては二回くりくり、平縫いにあつては一回くりくり、通すものとする。
 ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。
 材料
 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。
 形状

	んだもの
--	------

縦 トチ ルメ セン トチ	横 トチ ルメ セン トチ	底 トチ ルメ セン トチ	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------	--------	-------------

荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

形状

縦 トチ ルメ セン トチ	横 トチ ルメ セン トチ	底 トチ ルメ セン トチ	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------	--------	-------------

荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

第一種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

形状

縦 トチ ルメ セン トチ	横 トチ ルメ セン トチ	底 トチ ルメ セン トチ	重 さ (グラム)	表 示	仕 立 方
---------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------	--------	-------------

てて、製造会社別に
別定める色の縦糸に
に定める色の縦糸に
織り込んだもの
の七センチメートルの長さの補強材と、裏側に約
の七センチメートルの長さの口ひもを当てて

(±)	八 二〇
(±)	四 一 二
(±)	〇七・五 五
(±)	二八 〇〇
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第二種紙袋」の文字を表に表示したもの	
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて縫い付け、その上に当て、その上に当て紙をしてミシン目（縫目の間は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの	

荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋 材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS一八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手一二本より、ビニロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強度をもつものとする。

形状

(±)	八 二〇	(±)	八 二〇	縦
(±)	四 一 二	(±)	四 一 二	横
(±)	〇七・五 五	(±)	〇七・五 五	ひだ
(±)	二九 一〇	(±)	二九 一〇	重 さ
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表面に表示したもの		表 示		
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、排出口側は端を四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはったもの		仕 立 方		

荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

その他紙袋 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋
ポリエチレンフィルム袋

材料 原反は、HAOOLL（炭素数六以上のαオレフィン系モノマーとする直鎖状低密度ポリエチレン）樹脂を主原料にインフレーション押出機により、JIS Z一七〇七（食品包装用プラスチックフィルム通則）に基づく引張試験の級区分二級以上、ダート衝撃試験九〇〇グラム以上のフィルムに加工したもので、全面に七〇ミクロンの針により微細な通気孔（マイクロパーフォレーション）を開け、縦に五センチメートル幅二本の帯状にエンボス（防滑）加工したものとす。

(±)	縦
(±)	横
(±)	ひだ
(±)	重 さ
(±)	厚 み
表 示	
仕 立 方	

項目		最	高	限	度
水	分				
被害粒		異種穀粒			
異物					

(ハ) 飼料用もみ

合格	等級		項目
	発芽率 (%)	整粒 (%)	
九〇	九〇	標準品	最低限度
	一四・五	水 (%) 分	最高限度
	〇・五	被害粒 (%)	
	〇・二	異物 (%)	色
	品種固有の色		

(ロ) 規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ、種子陸稻うるちもみ及び種子陸稻もちもみ

合格	等級		項目
	整粒 (%)	形質	
七〇	標準品	水分 (%)	最低限度
	一四・五	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物	
	六	計 (%)	最高限度
	〇・二	着色粒 (%)	
	〇・三	異種穀粒 (%)	異物 (%)
	〇・二	異物 (%)	

(イ) 水位
水稻うるちもみ、水稻もちもみ、陸稻うるちもみ及び陸稻もちもみ

荷造り
溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。
粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメートル、長さ三四センチメートル）ではり付けるものとする。
その他ポリエチレンフィルム袋
前号に掲げるポリエチレンフィルム袋以外のポリエチレンフィルム袋

(-) (+)	七五	(ル)
(±)	三一四	(ル)
(±)	一一六	(ル)
(-) (+)	一二五 一〇五	(ル)
(平均)	一八〇	(トル)
原料製造工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「ポリエチレンフィルム袋」の文字を表面に表示し、注入口及び底部から二センチメートルにそれぞれ平行な線を表示したもの		
ヒートシール機により、注入口側上端の二隅を点状に底部と平行に溶着したもの。又は、これに注入口及び底部のひだ部分をコーナーシールしたもので、検査証明欄を印刷するものにあつては、該当部をマット印刷したもの		

等級		(%)	(%)	(%)	表	(%)	除いたもの	(%)
合格	一四・五	二五	一	一	二	一	二	一

規格外合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ 成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
 - イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
 - ハ イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかつたものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する)者をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならぬ。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整形粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 三 形質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 四 水害分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
- 六 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 七 未熟粒—成熟していない粒をいう。
- 八 異種穀粒—その種類のもみ(普通もちもみにあつては、もみ)を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 発芽率—撰氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整形等に対する粒数歩合をいう。
- 一一 整粒等—撰氏二五度で一日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整形等を除く。をいう。
- 一二 たんぱく質—精米につき窒素定量化法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一三 アミロース—精米につき素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

二 玄米

(一) 種類

水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

(二) 銘柄

イ 水稲うるち玄米

産地品種銘柄
水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。

ロ 水稲もち玄米

産地品種銘柄
水稲もちもみの産地品種銘柄に同じ。

ハ 醸造用玄米

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	きたしずく、吟風及び彗星	
青森県	吟烏帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃	
岩手県	ぎんおとめ、吟ぎんが及び結の香	
宮城県	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦	
秋田県	秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦	
山形県	羽州誉、改良信交、亀粹、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神	
福島県	京の華一号、五百万石、華吹雪、福乃香、美山錦、山田錦及び夢の香	
茨城県	五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船	
栃木県	五百万石、とちぎ酒一四、ひとごこち、美山錦、山田錦及び夢ささら	
群馬県	改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水	
埼玉県	五百万石、さけ武蔵及び山田錦	
千葉県	雄町、五百万石、総の舞及び山田錦	
神奈川県	山田錦、楽風舞及び若水	

新潟県	一本ノ、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号、山田錦及び楽風舞
富山県	雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦
石川県	石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦
福井県	越南二九六号、越南二九七号、おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦
山梨県	吟のさと、玉栄、ひとごころ、美山錦、山田錦及び夢山水
長野県	金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごころ、美山錦及び山田錦
岐阜県	揖斐の誉、五百万石及びひだほまれ
静岡県	五百万石、誉富士及び山田錦
愛知県	山田錦、夢吟香、夢山水及び若水
三重県	伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂
滋賀県	吟吹雪、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦
京都府	祝、五百万石及び山田錦
大阪府	雄町、五百万石及び山田錦
兵庫県	愛山、伊勢錦、いにしへの舞、五百万石、白菊、新山田穂一号、神力、たかね錦、但馬強力、杜氏の夢、野条穂、白鶴錦、兵庫北錦、兵庫恋錦、Hyogo Sake 八五、兵庫錦、兵庫夢錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号
奈良県	露葉風及び山田錦
和歌山県	五百万石、玉栄及び山田錦
鳥取県	強力、五百万石、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦
島根県	縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦
岡山県	雄町、吟のさと及び山田錦
広島県	雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反錦一号及び山田錦

山口県	五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦
徳島県	吟のさと及び山田錦
香川県	雄町及び山田錦
愛媛県	しづく媛及び山田錦
高知県	風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦
福岡県	雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦
佐賀県	西海一三四号、さかの華及び山田錦
長崎県	山田錦
熊本県	吟のさと、神力、華錦及び山田錦
大分県	雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水
宮崎県	ちほのまい、はなかがら及び山田錦
鹿児島県	山田錦

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムの場合 としてすることができる。
紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。
ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋

第一種紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
 第三種紙袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
 第四種紙袋

材料
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二一八四に規定されたクラフト伸張紙とする。

(土) 六一八	縦 〔センチメートル〕
(土) 三六・八〇・五	横 〔センチメートル〕
(土) 七・六〇・五	ひだ 〔センチメートル〕
(土) 一二〇七	重さ (グラム)
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表面に表示したものを	表 示
各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅（四・五センチメートル）に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用粘着両面テープ（四センチメートル）の片面をはり付けたものを	仕 立 方

荷造り
 注 出入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋
 前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(ニ) ポリエチレンフィルム袋
 もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。

(ホ) フレキシブルコンテナバッグ（令和三年六月一日施行）
 推奨フレキシブルコンテナバッグ

形状

推奨フレキシブルコンテナバッグの形状は、方形かつ充填質量が一、〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五一に規定する性能に適合しているもの。

その他フレキシブルコンテナバッグ
 前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナバッグ以外のフレキシブルコンテナバッグ

ハ 品位
 (イ) 水稲うるち玄米

項目	最低限度	最高限度
整粒		
形状		
質		
水分		
	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	

項目	等級		最低限度	最高限度
	一等	二等		
整粒 (%)	六五			
形質	一等標準品			
水分 (%)	一五・〇			
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	(%)計	一五		
	死米 (%)	七		
異種穀粒	着色粒 (%)	〇・一		
	もみ (%)	〇・三		
異種穀粒	麦 (%)	〇・一		
	もみ及び麦を除いたもの (%)	〇・三		
異物 (%)	〇・二			

(ハ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
陸稻うるち玄米及び陸稻もち玄米

項目	等級			最低限度	最高限度
	三等	二等	一等		
整粒 (%)	四五	六〇	七〇		
形質	三等標準品	二等標準品	一等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	(%)計	三〇	二〇	一五	
	死米 (%)	二〇	一〇	七	
異種穀粒	着色粒 (%)	〇・七	〇・三	〇・一	
	もみ (%)	一・〇	〇・五	〇・三	
異種穀粒	麦 (%)	〇・七	〇・三	〇・一	
	もみ及び麦を除いたもの (%)	一・〇	〇・五	〇・三	
異物 (%)	〇・六	〇・四	〇・二		

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
水稲もち玄米

項目	等級			最低限度	最高限度
	三等	二等	一等		
整粒 (%)	四五	六〇	七〇		
形質	三等標準品	二等標準品	一等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物	(%)計	三〇	二〇	一五	
	死米 (%)	二〇	一〇	七	
異種穀粒	着色粒 (%)	〇・七	〇・三	〇・一	
	もみ (%)	一・七	〇・八	〇・四	
異種穀粒	麦 (%)	〇・六	〇・四	〇・二	
	もみ及び麦を除いたもの (%)	〇・六	〇・四	〇・二	
異物 (%)	〇・六	〇・四	〇・二		

附

(イ) たんぱく質(%)
 (ロ) アミロース(%)

ニ成分

規格外—合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

項目	等級		項目	等級	
	合格	一等		合格	一等
最低限度	一五・〇	水 (%) 分	二等標準品	二五	被害 (%) 粒
一	一	もみ及び麦を 除いたもの (%)	異物 (%)		
				一	一

(ホ) 規格外—特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの
 飼料用玄米

項目	等級		項目	等級	
	特上	特等		特上	特等
最低限度	九〇	八〇	特等標準品	九〇	特上標準品
一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
二〇	一〇	七	五	三	死米 (%)
一・〇	〇・五	〇・三	〇・二	〇・一	もみ (%)
一	一	品種固有の色	品種固有の色	品種固有の色	色

(ニ) 規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
 醸造用玄米

二等	五五	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・四
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・六

項目	最低限度	最高限度
一	醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。	
二	次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇% 新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄の各県 〇・五%	
三	もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。	
四	玄米には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。	
五	醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。	
六	包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋又はフレキシブルコンテナバッグを使用していなければならない。	
定義		
一	百分率—全量に対する重量比をいう。	
二	整粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。	
三	形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。	
四	被害—もみの定義の水分に同じ。	
五	被傷—粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等）をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。	
六	死米—充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。	
七	着色粒—もみの定義の着色粒に同じ。	
八	未熟粒—死米を除いた成熟していない粒をいう。	
九	異種穀粒—その種類の玄米（もち玄米にあつては、玄米）を除いた他の穀粒をいう。	
一〇	異物—もみの定義の異物に同じ。	
一一	たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。	
一二	アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。	
三	精米	
(一)	種類	
	水稻うるち精米	水稻もち精米 陸稲うるち精米 陸稲もち精米
(二)	規格	
イ	量目	
ロ	紙袋詰めの場合 三〇キログラム	
紙袋	荷造り及び包装	
紙袋	第一種紙袋	もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
	第二種紙袋	もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
	第三種紙袋	もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
ハ	品位	
(イ)	七分づき精米	

等級	項目		
	形質	水分 (%)	粉状質粒及び被害粒
一等	一等標準品	一五・〇	(%)計 被害粒
二等	二等標準品	一五・〇	(%)計 着色粒
等外	等外標準品	一五・〇	碎粒
			もみ (%)
			もみを除いたもの (%)

(ロ) 規格外—一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

等級	項目		
	形質	水分 (%)	粉状質粒及び被害粒
一等	一等標準品	一五・〇	(%)計 被害粒
二等	二等標準品	一五・〇	(%)計 着色粒
等外	等外標準品	一五・〇	碎粒
			もみ (%)
			もみを除いたもの (%)

規格外—一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

成分

(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) アミロース (%)

附

- 一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
- 三 精米には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 四 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければなら

定義
ない。

一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
 二 形質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。
 三 水分—ぬかの定義の水分に同じ。
 四 粉状質—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。
 五 被害—粒—汚染し、又は損傷を受けた粒（砕粒を除く。）をいう。
 六 着色—粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 七 砕粒—粒—その大きさが完全粒の三分の二から四分の一（針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度をいう。）までの粒をいう。
 八 異種穀粒—その種類の精米（もち精米にあつては、精米）を除いた他の穀粒をいう。
 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
 一〇 たんぱく質—もみの定義のたんぱく質に同じ。
 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

四 小麥類
 (一) 普通小麦 強力小麦 種子小麦
 (二) 銘柄 普通小麦 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから及びゆめちから	
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから	
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブキラリ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか	
宮城県	あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから	
秋田県	銀河のちから及びネバリゴシ	
山形県	ナンブコムギ及びゆきちから	
福島県	アブクマワセ、きぬあずま、ふくあかり及びゆきちから	
茨城県	きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	

栃木県	伊ワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり
群馬県	きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるぴかり、農林六一号及びゆめかおり
埼玉県	あやひかり、さとのそら、農林六一号及びハナマンテン
千葉県	さとのそら、農林六一号及びユメシホウ
神奈川県	あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ
新潟県	ゆきちから
富山県	さとのそら及びゆきちから
石川県	シロガネコムギ、ナンブコムギ及びゆきちから
福井県	福井県大三号
山梨県	きぬの波、農林六一号及びゆめかおり
長野県	しゅんよう、シラネコムギ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから
岐阜県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号
静岡県	イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号
愛知県	イワイノダイチ、きぬあかり、農林六一号及びゆめあかり
三重県	あやひかり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ
滋賀県	シロガネコムギ、ニシノカオリ、農林六一号、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから
京都府	せときらら、ニシノカオリ及び農林六一号
兵庫県	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
奈良県	ふくはるか
鳥取県	銀河のちから、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
島根県	農林六一号及びゆめちから

岡山県	シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか
広島県	キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ
山口県	せときらら及びふくさやか
徳島県	チクゴイズミ
香川県	さぬきの夢二〇〇九
愛媛県	せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
福岡県	シロガネコムギ、チクゴイズミ、ちくしW二号、にしのやわら、ニシホナミ、ミナミノカオリ及びみなみのやわら
佐賀県	さちかおり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、はる風ふわり及びミナミノカオリ
長崎県	シロガネコムギ、チクゴイズミ、長崎W二号及びミナミノカオリ
熊本県	くまきらり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、ニシノカオリ及びミナミノカオリ
大分県	チクゴイズミ、ニシノカオリ、農林六一号、はるみずき及びミナミノカオリ
宮崎県	チクゴイズミ及びミナミノカオリ
鹿児島県	せときらら及びミナミノカオリ

ロ 強力小麦

品種銘柄

アオバコムギ

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

(ロ) 樹脂袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。

(ハ) 紙袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。

ハ 品位

種 類	項目	
	等級	項目
容積重 (グラム)	最	最低限度
	低	限度
整粒 (%)	限度	度
硝子率 (%)		
発芽率 (%)	度	度
形質		
水 (%)分	最	高
		高
被害粒 (%)	限	度
		度
麦角粒 (%)	異	物
		物
麦角粒を 除いたもの (%)	異	物
		物
色		

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子小麦

等級	項目	
	二 等	一 等
容積重 (グラム)	七三〇	七六〇
	六五	七五
整粒 (%)	―	七〇
硝子率 (%)	二等標準品	一等標準品
形質	一二・五	一二・五
水 (%)分	一〇・〇	五・〇
異品種粒 (%)	一五・〇	五・〇
	一・〇	〇・五
被害粒、異種穀粒及び異物 (%)	〇・〇	〇・〇
	〇・一	〇・一
麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇
	〇・一	〇・一
麦角粒及び なまぐさ 黒穂病 の (%)	〇・一	〇・一
	〇・六	〇・四

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの強力小麦

等級	項目	
	二 等	一 等
容積重 (グラム)	七三〇	七八〇
	六〇	七五
整粒 (%)	二等標準品	一等標準品
形質	一二・五	一二・五
水 (%)分	一五・〇	五・〇
異種穀粒 (%)	一・〇	〇・五
	〇・〇	〇・〇
被害粒、異種穀粒及び異物 (%)	〇・一	〇・一
	〇・六	〇・四

(イ) 普通小麦

強力小麦	普通小麦
合格	合格
七四〇	七四〇
九〇	九〇
七〇	—
八〇	八〇
標準品	標準品
一二・五	一二・五
〇・五	〇・五
〇・〇	〇・〇
〇・二	〇・二
品種固有の色	品種固有の色

ニ 成分

(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) でん粉

附

- 一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外の小麦（種子小麦を除く。）について適用する。
- 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種（種子小麦を除く。）について適用する。
- 三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。
- 四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇%を超えて混入してはならない。
- 五 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 六 種子小麦には、異臭があつてはならない。
- 七 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
- 八 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積—重量に二ミリメートル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 四 水分—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 被害—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、砕粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 六 赤かび—粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 七 赤かび—粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 八 赤かび—粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 九 黒かび—粒—黒かび病菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 一〇 異品種粒—その品種以外の小麦の粒をいう。
- 一一 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一二 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一三 異角—粒—麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 一四 なまぐさ黒穂病粒率—なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
- 一五 硝子率—整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 一六 発芽率—撰氏二〇度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一七 健全粒—健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の二分の一以下の砕粒を除く。）をいう。
- 一八 たんぱく質—窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一九 でん粉—落球粘度計により測定したものをいう。
- 五 種類

(二) 普通小粒大麦 普通大粒大麦 ビール大麦 種子大麦
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品	種
岩手県	シユンライ及びファイバースノウ	
宮城県	シユンライ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	
山形県	シユンライ	
福島県	シユンライ及びべんけいむぎ	
茨城県	カシマゴール及びカシマムギ	
栃木県	シユンライ	
群馬県	さやかぜ、シユンライ及びセツゲンモチ	
埼玉県	すずかぜ	
千葉県	カシマムギ	
神奈川県	カシマゴール	
新潟県	はねうまもち及びミノリムギ	
富山県	ファイバースノウ	
石川県	ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	
福井県	はねうまもち及びファイバースノウ	
山梨県	ファイバースノウ	
長野県	シユンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー	
岐阜県	カシマゴール、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ	

ロ 普通大粒大麦
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種	道 府 県	品 種														
北海道	札幌二号及びりょうふう	茨城県	ミカモゴールド	栃木県	アスカゴールド、サチホゴールド、スカイゴールド、とちのいぶき、ニューサチホゴールド及びもち絹香	群馬県	サチホゴールド及びミカモゴールド	静岡県	ミカモゴールド	滋賀県	サチホゴールド	京都府	サチホゴールド	鳥取県	しゅんれい	島根県	サチホゴールド	岡山県	おうみゆたか、スカイゴールド及びミハルゴールド	静岡県	シュンライ	愛知県	カシマゴールド及びさやかぜ	三重県	ファイバースノウ	滋賀県	ファイバースノウ及びミノリムギ	兵庫県	シュンライ	鳥取県	シュンライ	広島県	さやかぜ	大分県	ホワイトファイバー

山口県	サチホゴールデン
徳島県	ニシノホシ
高知県	ニシノチカラ及びはるか二条
福岡県	くすもち二条、しゅんれい、はるか二条、はるさやか、はるしづく及びほうしゅん
佐賀県	煌二条、サチホゴールデン、白妙二条、しらゆり二条、ニシノホシ及びはるか二条
長崎県	ニシノホシ及びはるか二条
熊本県	ニシノホシ及びはるしづく
大分県	サチホゴールデン、トヨノホシ及びニシノホシ
宮崎県	ニシノホシ、はるか二条及びはるしづく
鹿児島県	ニシノホシ及びはるか二条

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通小粒大麦、普通大粒大麦及び種子大麦
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、四〇キログラム又は二〇キログラムとすることができる。
- (ロ) 紙袋詰めの場合
ビール大麦 五〇キログラム又は二五キログラム
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 二五キログラム
紙袋詰めの場合 二五キログラム
荷造り及び包装
麻袋
(イ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
樹脂袋
(ロ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
紙袋
(ハ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
品位
(イ) 普通小粒大麦 (ロ) に掲げるものを除く。

項目	最 低 限 度			最 高 限 度		
	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物					

等級	項目		
	最低	最高	
二 等	五 四 〇	六 〇 〇	容積重 (グラム)
一 等	六 〇 〇	七 五	整粒 (%)
	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	形質
	一 三 ・ 〇	一 三 ・ 〇	水分 (%)
	一 五 ・ 〇	五 ・ 〇	(%)計
	〇 ・ 五	〇 ・ 五	熱損粒 (%)
	一 ・ 〇	〇 ・ 五	異種穀粒 (%)
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	異物
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	
	〇 ・ 六	〇 ・ 四	麦角粒を除いたもの (%)

(p) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）

等級	項目		
	最低	最高	
合 格	一 四 ・ 〇	四 五	水分 (%)
	二 五	一 一	細麦 (%)
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	被害粒 (%)
	一	一	(%)計
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	異種穀粒及び異物
	一	一	

(h) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通大粒大麦（(二)に掲げるものを除く。）

等級	項目		
	最低	最高	
二 等	五 六 〇	六 二 〇	容積重 (グラム)
一 等	六 〇	七 五	整粒 (%)
	二 等 標 準 品	一 等 標 準 品	形質
	一 三 ・ 〇	一 三 ・ 〇	水分 (%)
	一 五 ・ 〇	五 ・ 〇	(%)計
	〇 ・ 五	〇 ・ 五	熱損粒 (%)
	一 ・ 〇	〇 ・ 五	異種穀粒 (%)
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	異物
	〇 ・ 〇	〇 ・ 〇	
	〇 ・ 六	〇 ・ 四	麦角粒を除いたもの (%)

(二) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）
普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の品位に同じ。

(ホ) ビール大麦

項目	等級			最低限度	最高限度
	等上	二等	一等		
容積重 (グラム)	六〇〇	六三〇	六四五	九五	被 害 粒 、 異 品 種 粒 及 び 異 種 穀 粒 並 び に 異 物
発芽勢 (%)	九五	九五	九五	九〇	
整粒 (%)	七〇	八〇	九〇	九〇	異 品 種 粒 及 び 異 種 穀 粒
形質	等上標準品	二等標準品	一等標準品	一等標準品	
水分 (%)	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇	異 物
細 (%) 麦	—	一〇・〇	五・〇	五・〇	
(%)計	六・〇	三・〇	二・〇	二・〇	異 物
穀粒及び異種 (%)	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	
異 (%) 物	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	色
異 物 た ま の (%) を 除 い	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・二	
色	—	—	品種固有の色	—	色

(ハ) 種子大麦

種類	等級	項目		最低限度	最高限度				
		容積重 (グラム)	発芽率 (%)						
ビール大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品				
普通大粒大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品				
普通小粒大麦	合格	五六〇	八〇	九〇	標準品				
種 類	等級	容積重 (グラム)	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異 物	色

附

- 一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されぬものについて適用する。
- 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用又は醸造用に供されぬものについて適用する。
- 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
- 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
- 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
- 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
- 七 ビール大麦の規格は、「二条大麦（種子大麥を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。」
- 八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
- 九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麥及び普通大粒大麥のうち一等及び二等のもの並びにビール大麥にあつては〇・〇%、普通小粒大麥（飼料用に供され

るもの)及び普通大粒大麦(飼料用に供されるもの)のうち合格のものにあつては一〇・〇%を超えて混入してはならない。
 一〇 大麦には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。
 一一 ビール大麦及び種子大麦には、異臭があつてはならない。
 一二 種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 一三 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率に對する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積重 小麦の定義の容積重に同じ。
- 三 整粒 二ミリメートル(普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル)の縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 形質 小麦の定義の形質に同じ。
- 五 水分 小麦の定義の水分に同じ。
- 六 被害 粒に損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦に於いての芽くされ粒、剥皮粒等)をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあつては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)及び普通大粒大麦(飼料用に供されるもの)にあつては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦にあつては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。
- 七 赤かび 小麦の定義の赤かび粒に同じ。
- 八 熱損 粒に熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
- 九 異品種 粒にビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。
- 一〇 異種穀 粒に小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一一 異物 小麦の定義の異物に同じ。
- 一二 麥角 粒に小麦の定義の麥角粒に同じ。
- 一三 麥勢 撰氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に對する粒数歩合をいう。
- 一四 細芽 麥に普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)及び普通大粒大麦(飼料用に供されるもの)にあつては二ミリメートル、ビール大麦にあつては二・二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいを通過する大麦の粒をいう。
- 一五 發芽率 撰氏二〇度で七日間以内に発芽した正常發芽粒の供試した健全粒等に對する粒数歩合をいう。
- 一六 健全粒等 小麦の定義の健全粒等に同じ。

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道 県	品 種
北 海 道	キラリモチ
茨 城 県	キラリモチ

埼玉県	イチバンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし
愛知県	ビューファイバー及びワキシーフファイバー
滋賀県	イチバンボシ、キラリモチ及びダイシモチ
兵庫県	キラリモチ及び米澤モチ二号
島根県	イチバンボシ
岡山県	イチバンボシ、ダイシモチ及びキラリモチ
広島県	キラリモチ
山口県	トヨノカゼ
徳島県	イチバンボシ及びダイシモチ
香川県	イチバンボシ及びダイシモチ
愛媛県	ハルヒメボシ、ヒノデハダカ、マンネンボシ及びユメサキボシ
福岡県	イチバンボシ
佐賀県	イチバンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ
長崎県	長崎御島及び御島稗
熊本県	イチバンボシ及びダイシモチ
大分県	トヨノカゼ
宮崎県	宮崎裸

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

紙袋詰めの場合

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

- (ロ) 樹脂袋
- (ハ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
- (イ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
- 品位
- 普通裸麦

項目	等級		最低限度	最高限度
	一等	二等		
容積重 (グラム)	七六〇	七一〇	整粒 (%)	形質
	七六〇	七〇		
水分 (%)	一三・〇	一三・〇	計 (%)	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	一三・〇	一三・〇		
熱損粒 (%)	〇・五	〇・五	異種穀粒 (%)	異物
	〇・五	〇・五		
異種穀粒 (%)	〇・五	〇・五	異物	異物
	〇・五	〇・五		
異物	〇・四	〇・六	異物	異物
	〇・四	〇・六		

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子裸麦

項目	等級		最低限度	最高限度
	一等	二等		
容積重 (グラム)	七六〇	七六〇	発芽率 (%)	整粒 (%)
	七六〇	七六〇		
形質	標準品	標準品	水分 (%)	被害粒 (%)
	標準品	標準品		
異物	異物	異物	異物	異物
	異物	異物		
色	品種固有の色	品種固有の色	異物	異物
	品種固有の色	品種固有の色		

附

一 普通裸麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇%を超えて混入してはならない。

二 裸麦には、異物として土砂（これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。）が混入してはならない。

三 種子裸麦には、異臭があつてはならない。

四 種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。

五 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

一 百分率―もみの定義の百分率に同じ。

二 容積重―小麦の定義の容積重に同じ。

三 整 粒—小麦の定義の整粒に同じ。
 四 形 質—小麦の定義の形質に同じ。
 五 水 分—もみの定義の水分に同じ。
 六 被害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子裸麦についての芽くされ粒等）をいう。ただし、普通裸麦にあつては被害が軽微で精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもをを除く。
 七 赤かび 粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 八 熱損 粒—小麦の定義の熱損粒に同じ。
 九 異種穀 粒—裸麦を除いた他の穀粒をいう。
 一〇 異物—もみの定義の異物に同じ。
 一一 麥角 粒—小麦の定義の麥角粒に同じ。
 一二 發芽 率—小麦の定義の發芽率に同じ。
 一三 健全 粒—小麦の定義の健全粒等に同じ。
 七 大豆 類
 (一) 大豆 類
 イ 普通大豆及び特定加工用大豆
 ロ 種子大豆
 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 (二) 大豆 類
 イ 普通大豆及び特定加工用大豆
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品 種
北海道	秋田（大粒大豆を除く。）、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ（大粒大豆を除く。）、光黒及びゆきびりか
青森県	おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。）及びシユウリュウ
岩手県	青丸くん、シユウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ及びリュウホウ
宮城県	あきみやび、あやこがね、きぬさやか、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ
秋田県	秋試緑一号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ及びリュウホウ
山形県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シユウリュウ、スズユタカ、タチユタカ及びリュウホウ
福島県	あやこがね、おおすず、里のほほえみ、スズユタカ、タチナガハ及びふくいぶき
茨城県	里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ

栃木県	里のほほえみ及びタチナガハ
群馬県	オオツル、里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ
埼玉県	エンレイ、行田在来、里のほほえみ、タチナガハ及び白光
千葉県	サチユタカ、タチナガハ及びフクユタカ
新潟県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ
富山県	エンレイ、オオツル及びシュウレイ
石川県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ
福井県	あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ
山梨県	あやこがね及びナカセンナリ
長野県	ギンレイ、すずほまれ、タチナガハ、つぶほまれ及びナカセンナリ
岐阜県	アキシロメ、里のほほえみ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ
静岡県	フクユタカ
愛知県	フクユタカ
三重県	タマホマレ及びフクユタカ
滋賀県	エンレイ、オオツル、ことゆたか、タマホマレ及びフクユタカ
京都府	エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ
兵庫県	あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう
奈良県	あやみどり及びサチユタカ
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ及び星のめぐみ
島根県	青丸くん、サチユタカ、シュウレイ、タマホマレ、ナカセンナリ及びフクユタカ
岡山県	サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ及びフクユタカ

道 県	品 種	鹿 児 島 県	宮 崎 県	大 分 県	熊 本 県	長 崎 県	佐 賀 県	福 岡 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	山 口 県	広 島 県
山 形 県	す ず か お り													
秋 田 県	コ ス ズ													
宮 城 県	す ず ほ の か													
岩 手 県	コ ス ズ 及 び す ず ほ の か													
北 海 道	ス ズ ヒ メ 、 ス ズ マ ル 及 び ユ キ シ ズ カ													
道 県	品 種													
<p>ロ 小粒大豆及び極小粒大豆 産地品種銘柄 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。</p>														
		フ ク ユ タ カ	キ ヨ ミ ド リ 及 び フ ク ユ タ カ	フ ク ユ タ カ	フ ク ユ タ カ 及 び む ら ゆ た か	フ ク ユ タ カ	佐 大 H O 一 号 、 フ ク ユ タ カ 及 び む ら ゆ た か	キ ヨ ミ ド リ 、 ち く し B 五 号 及 び フ ク ユ タ カ	サ チ ユ タ カ 及 び フ ク ユ タ カ	サ チ ユ タ カ 及 び フ ク ユ タ カ	フ ク ユ タ カ	フ ク ユ タ カ	サ チ ユ タ カ 及 び フ ク ユ タ カ	ア キ シ ロ メ 、 あ き ま ろ 及 び サ チ ユ タ カ

縦 横 ひだ	<p>(三) 規格 イ 量目</p> <p>(イ) 普通大豆及び特定加工用大豆 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム 種子大豆 六〇キログラム又は三〇キログラム 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム</p> <p>ロ (イ) 荷造り及び包装 麻袋又は樹脂袋 紙袋 第一種紙袋</p> <p>(ロ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム</p> <p>材料 原紙は、J I S P三四〇一(クラフト紙一種)、J I S P三四〇一(クラフト紙四種)、J I S P三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJ I S P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド(紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの)とする。</p>	鹿児島県	すずおとめ	大分県	すずおとめ	熊本県	すずおとめ及びすずかれん	福岡県	すずおとめ	三重県	すずおとめ	長野県	すずろまん	石川県	コスズ	新潟県	コスズ及びすずろまん	栃木県	納豆小粒	茨城県	納豆小粒	福島県	コスズ及びすずほのか
--------------	--	------	-------	-----	-------	-----	--------------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	------------	-----	------	-----	------	-----	------------

	縦 ルメセン トチ				
	横 ルメセン トチ				
	ひだ ルメセン トチ				
	(重 ラム さ)				
製紙工場名、製袋工場名	表 示				
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて	仕 立 方				

第三種紙袋 荷造り 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

形状

(±) 八 三七	縦 ルメセン トチ				
(±) 〇 ・四 三二	横 ルメセン トチ				
(±) 〇七 ・三五	ひだ ルメセン トチ				
三二 一〇〇 以下	(重 ラム さ)				
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第二種紙袋」の文字を表示したもの	表 示				
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層又は四層とし、底部は、クレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの	仕 立 方				

第二種紙袋 荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

形状

(±) 八 二五	縦 ルメセン トチ				
(±) 四 一九	横 ルメセン トチ				
(±) 〇 ・一 五〇	ひだ ルメセン トチ				
三二 四三 〇〇 以下	(重 ラム さ)				
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第一種紙袋」の文字を表示したもの	表 示				
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて七層とし、底部は、のり製パンドを当て、裏側の約七センチメートル折り返してのり約一センチメートルを約三センチメートル折り返してのりとしたもの	仕 立 方				

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 特定加工用大豆

項目	等級			最低限度	最高限度
	一等	二等	三等		
粒度 (%)	七〇	七〇	七〇	三等標準品	一五・〇
	七〇	七〇	七〇		
形質	一等標準品	二等標準品	三等標準品	一五・〇	一五・〇
	一等標準品	二等標準品	三等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇	三〇	四
	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物 (%)	一五	二〇	三〇	一	二
	一五	二〇	三〇		
異種穀粒 (%)	〇	一	二	〇	〇
	〇	一	二		
異物 (%)	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇		

ハ 品位 荷造り
 (イ) 普通大豆 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七二〇	縦 ルメセントチ	(±) 〇・四三二	横 ルメセントチ	(±) 〇七・三五	ひだ ルメセントチ	重さ (グラム)	二五〇以上 二一〇以下	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第四種紙袋の文字を表示したもの	表 示	各層とも新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部はクレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫いとし、縫目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。	仕 立 方
---------	-------------	-----------	-------------	-----------	--------------	-------------	----------------	--------------------------------------	--------	--	-------------

第四種紙袋 荷造り 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。

(±) 八三七	(±) 〇・四三二	(±) 〇七・三五	二一〇以上 三一〇以下	及び風袋の重量並びに第三種紙袋の文字を表示したもの	三層又は四層とし、排出口側は端を三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの
---------	-----------	-----------	----------------	---------------------------	--

項目	等級		項目
	最低限度	最高限度	
合格	七〇	標準品	一五・〇
粒 (%) 度	形 質	水 (%) 分	計 (%) 著しい被害粒等 (%)
被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	異種穀粒 (%)	異物 (%)	二
			〇

(ハ) 規格外—合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子大豆

項目	等級		項目
	最低限度	最高限度	
合格	八〇	合格標準品	一五・〇
発芽率 (%)	形 質	水 (%) 分	被害粒及び未熟粒 (%)

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならぬ。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものが一粒が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し、ていなければならぬ。
- 定義
 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 二 粒—次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径九・一ミリメートル）

極小粒大豆	直径四・九ミリメートル
小粒大豆	直径五・五ミリメートル
中粒大豆	直径七・三ミリメートル

- 三 形質—充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- 四 水 分—もみの定義の水分に同じ。
- 五 被 害 粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六 未 熟 粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 著 しい 被 害 粒 等—被害粒のうち著しく損傷を受けたもの及び未熟粒のうち著しく充実度が劣るものとして政策統括官が定めるものをいう。
- 八 異 品 種 粒—その品種以外大豆の粒をいう。
- 九 異 種 穀 粒—大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 一〇 異 物—穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
- 一一 発 芽 率—撰氏二五度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 一二 整 粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の破碎粒、子葉が一枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。
- 八 小 豆 類
- (一) 小 豆
- イ 一 般 小 豆
- ロ 大 納 言 小 豆 普通小豆 その他の小豆
- ハ 大 納 言 小 豆 普通小豆 その他の小豆
- ニ 大 納 言 小 豆 普通小豆 その他の小豆
- (二) 銘 柄
- 一 般 小 豆（その他の小豆を除く。）
- 産 地 銘 柄
- 北 海 道
- (三) 規 格
- イ 量 目
- (イ) 一 般 小 豆
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- (ロ) 紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
- (ハ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- (ニ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム又は二五キログラム
- 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- 紙袋又は樹脂袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム又は一〇キログラム
- 第一種紙袋

大豆の荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
 第二種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
 第三種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
 第四種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

荷造り
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第五種紙袋
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。

材料
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。

形状
 P三四〇一（クラフト紙五種二種）に規定されたクラフト紙とする。

(±) 七七・二五	縦 〔センチメートル〕	(±) 〇・四二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	(重さ) (グラム)	表示	仕立方
(±) 〇・四二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	(重さ) (グラム)	表示	仕立方	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて四層とし、底部は、クレープ紙を当て、その上に当て紙をしてミシン縫い（縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。）としたもの	

大豆の荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。
 第二種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。
 第三種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。
 第四種紙袋 大豆の荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

荷造り
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第五種紙袋
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。

材料
 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙二種）に規定されたクラフト紙とする。

形状
 P三四〇一（クラフト紙五種二種）に規定されたクラフト紙とする。

品位
 一般小豆

(±) 七七・二五	縦 〔センチメートル〕	(±) 〇・四二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	(重さ) (グラム)	表示	仕立方
(±) 〇・四二	横 〔センチメートル〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔センチメートル〕	(重さ) (グラム)	表示	仕立方	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第五種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排出口側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの

項目	等級			最低限度	最高限度
	一等	二等	三等		
整粒 (%)	九〇	八五	六五		
形質	一等標準品	二等標準品	三等標準品		
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇		
計 (%)	一〇	一五	三五		
異種穀粒 (%)	〇	〇	一		
異物 (%)	〇	〇	〇		

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子小豆

項目	等級		合格標準品	最低限度	最高限度
	整粒 (%)	発芽率 (%)			
整粒 (%)	九〇	九〇			
形質					
水分 (%)			一五・〇		
被害粒及び未熟粒 (%)				一〇	
異物 (%)					〇

附

一 一般小豆の規格は、機械より及びみがきを行っている一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
 二 整形粒もみの定義の整形粒に同じ。
 三 形質大豆の定義の形質に同じ。
 四 水分もみの定義の水分に同じ。
 五 被害粒―損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等)をいう。ただし、一般小豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
 六 未熟粒―もみの定義の未熟粒に同じ。
 七 異品種粒―その品種以外の小豆の粒をいう。

項目	等級			最低限度		最高限度			
	三等	二等	一等	整粒 (%)	形質	水分 (%)	計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
	六五	八〇	九〇		一等標準品	一六・〇	一〇	〇	〇
	三等標準品	二等標準品	一等標準品			一六・〇	二〇	〇	〇
	六五	八〇	九〇		三等標準品	一六・〇	三五	一	〇

規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

- 八 異種穀粒―小豆を除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物―大豆の定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率―撰氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
- 九 種類
- (一) 普通いんげん
- イ 普通いんげん
- ロ 中長うずら 大手亡 大正金時 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時
- 中長うずら 大手亡 大正金時 北海金時 丹頂金時 大正白金時 白金時 福白金時 その他の金時
- 銘柄
- (二) 普通いんげん(その他の金時及びその他のいんげんを除く。)
- 産地銘柄
- 北海道
- (三) 規格
- イ 量目
- (イ) 普通いんげん
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- 紙袋詰めの場合 三〇キログラム
- (ロ) 種子いんげん
- 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム
- 紙袋詰めの場合 三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム
- 荷造り及び包装
- (イ)(ロ) 麻袋又は樹脂袋
- 紙袋
- 大豆の荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。
- ハ 品位
- (イ) 普通いんげん

(ロ) 種子いんげん

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	八五	九〇
合格標準品	形質	水分
	(%)	(%)
	被害粒及び未熟粒	異物
	(%)	(%)
	一六・〇	一五
	〇	〇

附

一 普通いんげんの規格は、機械より、手より等の調製を行っているいんげんに適用する。
 二 北海道において生産された普通いんげんの白花豆及び大福に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。
 三 普通いんげんの中長うずら、大手亡、とら豆、白花豆及び大福にあつては、その種類以外の種類のいんげんが混入してはならない。
 四 普通いんげんの種類のうち、「大正金時、北海金時、丹頂金時」及び「大正白金時、白金時、福白金時」をそれぞれ区分し、その区分した種類以外のいんげんが混入してはならず、かつ、それぞれ区分した種類間において一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 五 普通いんげんのもの以外の金時及びその他のいんげんにあつては、これらの種類以外の種類のいんげんが一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 六 種子いんげんには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 七 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し、ていなければならぬ。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
- 二 整形粒—もみの定義の整形粒に同じ。
- 三 形質—大豆の定義の形質に同じ。
- 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等)をいう。ただし、普通いんげんにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
- 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 異品種粒—その品種以外のいんげんの粒をいう。
- 八 異種穀粒—いんげんを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—大豆の定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率—小豆の定義の発芽率に同じ。
- 十一 かんしょ生切干
- 十二 かんしょ平切干
- 十三 かんしょ粗碎切干
- 十四 規格
- 十五 重量目
- 十六 紙袋又は樹脂袋詰めの場合
- 十七 麻袋又は紙袋詰めの場合
- 十八 四〇キログラム又は三〇キログラム
- 十九 三〇キログラム又は二五キログラム

- (ロ) かんしよ粗砕切干
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム
- 紙袋詰めの場合 二〇キログラム
- 荷造り及び包装
- (イ) かんしよ平切干
麻袋、樹脂袋又は紙袋
- (ロ) かんしよ粗砕切干
麻袋、樹脂袋又は紙袋
- ハ 品位
- (イ) かんしよ平切干

等級	項目	最低限度		最高限度			
		品	質	水 (%) 分	く (%) ず	変質もの (%) (%)	異 (%) 物
一等	一等標準品	五(±)二	一三	一三	五	一	〇・一
二等	二等標準品	五(±)二	一三	一三	一〇	四	一・〇

(ロ) 規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ粗砕切干

等級	項目	最低限度		最高限度			
		品	質	水 (%) 分	く (%) ず	変質もの (%) (%)	異 (%) 物
一等	一等標準品	八五	一三	一三	五	一	〇・一
二等	二等標準品	八五	一三	一三	一〇	四	一・〇

附

規格外—一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

- 一 かんしよ粗砕切干の規格は、かんしよ平切干を粗砕したものに限り適用する。
- 二 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用し
ていなければならない。
- 定義
- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしよ平切干の場合に限る。）、色沢の良否等をいう。
- 三 さ—はさみ尺にて測定したものをいう。
- 四 厚—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。
- 五 粒—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの全量に対する重量比をいう。

五 水 分 — もみの定義の水分に同じ。
 六 水 分 — 皮部の残存の多いものをいう。
 七 変 質 物 — 変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるもの等をいう。
 八 異 物 — かんしょ生切干を除いた他のものをいう。
 十一 種 類 ば
 (一) 普通そば だったんそば 種子そば
 (二) 銘そば
 普通そば
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

宮崎県	みやざきおおつぶ及び宮崎早生かおり
長野県	長野S八号
茨城県	常陸秋そば
福島県	会津のかおり
山形県	でわかおり、最上早生及び山形BW五号
青森県	階上早生
県	品 種

(三) 規格
 イ 量目
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四五キログラム又は二二・五キログラム
 紙袋詰めの場合 二二・五キログラム
 ロ 荷造り及び包装
 麻袋、樹脂袋又は紙袋
 ハ 品位
 (イ) 普通そば (ロ) に掲げるものを除く。)

等級	項目			
	容積重 (グラム)	最低限度		
一等	水分 (%)	最 高 限 度		
	被害粒 (%)			
	異種穀粒 (%)			
	異物 (%)			
六四〇	一六・〇	五	一	〇

(ホ) 種子そば (四倍体)	合格	等級	項目
	六一〇	容積重 (グラム)	最低限度
	九〇	発芽率 (%)	
	合格標準品	形質	最高限度
	一六・〇	水分 (%)	
	四	被害粒及び未熟粒 (%)	
一	異物 (%)		

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子そば (ホ) に掲げるものを除く。

二等	一等	等級	項目
		(%)	最低限度
八〇	八〇	水分 (%)	最高限度
一六・〇	一六・〇	被害粒 (%)	
一五	五	異種穀粒 (%)	最高限度
二	一	異物 (%)	

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば (四倍体) であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
だったんそば

二等	一等	等級	項目
		(グラム)	最低限度
五五〇	六〇〇	水分 (%)	最高限度
一六・〇	一六・〇	被害粒 (%)	
一五	五	異種穀粒 (%)	最高限度
二	一	異物 (%)	

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
普通そば (四倍体)

二等	五八〇	一六・〇	一五	二	一
----	-----	------	----	---	---

等級	項目	
	最低限度	最高限度
合格	六〇〇	九〇
	容積重 (グラム)	発芽率 (%)
	合格標準品	形質
	一六・〇	水分 (%)
	四	被害粒及び未熟粒 (%)
	一	異物 (%)

附

一 普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやざきおおつぶ及び信州大そばに適用する。
 二 普通そば（四倍体を除く。）にあつては、直径四・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が七〇%未満の場合、一等及び二等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に二〇グラムを加算したものとす。
 三 普通そばには、だつたんそばが〇%を超えて混入してはならない。
 四 だつたんそばには、普通そばが、一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%を超えて混入してはならない。
 五 種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 六 包装には、政策統括官が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 - 二 容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
 - 三 形質—大豆の定義の形質に同じ。
 - 四 水分—もみの定義の水分に同じ。
 - 五 被害粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等）をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 - 六 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
 - 七 異品種粒—その品種以外のそばの粒をいう。
 - 八 異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。
 - 九 異物—もみの定義の異物に同じ。
 - 一〇 発芽率—撰氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 - 十一 かんしよでん粉
 - 十二 かんしよでん粉
- 甲 かんしよでん粉
- (一) かんしよ生でん粉 かんしよ並でん粉 かんしよさらしでん粉
- (二) 規格
- イ 量目
- (イ) かんしよ生でん粉
- (ロ) 七五キログラム、六〇キログラム又は四五キログラム
- (ハ) かんしよ並でん粉及びかんしよさらしでん粉
- (ニ) 二五キログラム
- ロ 荷造り及び包装
- (イ) かんしよ生でん粉
- 麻袋又は布袋

定義 附

かんしよでん粉は、アルカリ性であつてはならない。
規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

項目	等級		項目	項目
	一等	二等		
最高限度	水 (%) 分	一八	一八	最低限度
	砂 (%) 分	〇・〇一	〇・〇三	
	灰 (%) 分	〇・二	〇・三	
	たん白 (%)	〇・一〇	〇・一五	
最高限度	酸性度	五・五	五・〇	最低限度
	色 沢	一等標準品	二等標準品	
最高限度	きよう雑物	ないもの	ないもの	臭 気
	臭 気	ないもの	異臭がないもの	

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよさらしでん粉

項目	等級		項目	項目
	一等	二等		
最高限度	水 (%) 分	一八	一八	最低限度
	砂 (%) 分	〇・〇三	〇・〇五	
	灰 (%) 分	〇・三	〇・四	
	たん白 (%)	〇・一五	〇・二〇	
最高限度	酸性度	五・〇	四・五	最低限度
	色 沢	一等標準品	二等標準品	
最高限度	きよう雑物	ないもの	ほとんどないもの	臭 気
	臭 気	ないもの	異臭がないもの	

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ並でん粉

項目	等級		項目	項目
	一等	二等		
最高限度	水 (%) 分	四五	四五	最低限度
	砂 (%) 分	〇・〇二	〇・〇七	
	灰 (%) 分	〇・二	〇・三	
	たん白 (%)	〇・一〇	〇・二〇	
最高限度	酸性度	五・〇	四・五	最低限度
	色 沢	ないもの	少ないもの	
最高限度	きよう雑物	ないもの	少ないもの	臭 気
	臭 気	ないもの	異臭が少ないもの	

(イ) 紙袋
品位
かんしよ生でん粉
(ロ) かんしよ並でん粉及びかんしよさらしでん粉

(ロ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ未粉でん粉

等級	項目	限度				最低限度	きよう雑物	臭気
		水分 (%)	砂 (%)	灰 (%)	たん白 (%)			
二等	四七	〇・〇二	〇・三	〇・一五	四・五	少ないもの	異臭が少ないもの	
一等	四七	〇・〇一	〇・二	〇・一〇	五・〇	ないもの	異臭がないもの	

ハ 品位
(イ) ばれいしよ生でん粉

ハ (イ) 麻袋又は紙袋
(ハ) ばれいしよ二番粉でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉

ロ (イ) 荷造り及び包装
(ロ) 紙袋詰めの場合 二〇キログラム

ハ (イ) 麻袋又は布袋
(ハ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉

ロ (イ) 紙袋詰めの場合
(ロ) 麻袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

イ (イ) 五キログラム又は四五キログラム
(イ) ばれいしよ生でん粉

イ (ロ) 五キログラム又は四五キログラム
(ロ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉

イ (ハ) 紙袋詰めの場合
(ハ) 麻袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

イ (ニ) 紙袋詰めの場合
(ニ) 麻袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

イ (イ) 五キログラム又は四五キログラム
(イ) ばれいしよ生でん粉

イ (ロ) 五キログラム又は四五キログラム
(ロ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉

イ (ハ) 紙袋詰めの場合
(ハ) 麻袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

イ (ニ) 紙袋詰めの場合
(ニ) 麻袋又は布袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム

乙 (イ) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉

乙 (ロ) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉

乙 (ハ) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉

乙 (ニ) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉

一 百分率
二 分米の定義の百分率に同じ。
三 分米の定義の水分に同じ。
四 比重選別法により砂分測定瓶を用いて測定したものを用いる。
五 燃焼灰法により電気炉を用いて測定したものを用いる。
六 窒素定量法により換算値六・二五を用いたものを用いる。
七 酸性度―ガラス電極水素イオン濃度計により測定したものを用いる。
八 きよう雑物―繊維、コルク質、わらくず等をいう。

等級	項目	
	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
	色	最低限度
	沢	最低限度
	きよう雑物	
	臭	
	気	

(ホ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉精粉

等級	項目	
	二 等	一 等
	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
	色	最低限度
	沢	最低限度
	きよう雑物	
	臭	
	気	

(ニ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ二番粉でん粉

等級	項目	
	二 等	一 等
	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
	酸性度	最低限度
	色	最低限度
	沢	最低限度
	きよう雑物	
	臭	
	気	

(ハ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ばれいしよ精製でん粉

等級	項目	
	三 等	二 等
	水 (%) 分	砂 (%) 分
	灰 (%) 分	た (%) ん 白
	酸性度	最低限度
	色	最低限度
	沢	最低限度
	きよう雑物	
	臭	
	気	

二 等	二〇	一・〇〇	一・六	一・〇〇	二等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの
一 等	二〇	〇・七〇	一・〇	〇・七〇	一等標準品	ないもの	異臭がないもの

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。
二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければならぬ。

定義

一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
二 水―分―もみの定義の水分に同じ。
三 砂―分―かんしよでん粉の定義の砂分に同じ。
四 灰―分―かんしよでん粉の定義の灰分に同じ。
五 たん―白―かんしよでん粉の定義のたん白に同じ。
六 酸性―度―かんしよでん粉の定義の酸性度に同じ。
七 粒―度―標準手ぶるい法によるものをいう。
八 きよう雑物―かんしよでん粉の定義のきよう雑物に同じ。
補則、農林水産大臣は、一から十二までに掲げるもののほか、流通の円滑を図るため特に必要があるときは、取引慣行を勘案して、農産物の種類、生産年度、生産される地域等に限りてその量目又は荷造り及び包装についての規格を定めることがある。この場合には、この規格は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局及び関係する地方農政局長、北海道農政事務所長又は沖繩総合事務局長が適当と認める場所において公示する。

附則 (令和二年六月三十日農林水産省告示第千二百四十四号)

令和元年以前に生産された国内産のみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。